

秋田城跡第五四次調査地出土の漆紙文書

—「(出羽国)大帳案」様文書—

国立歴史民俗博物館  
平川

南

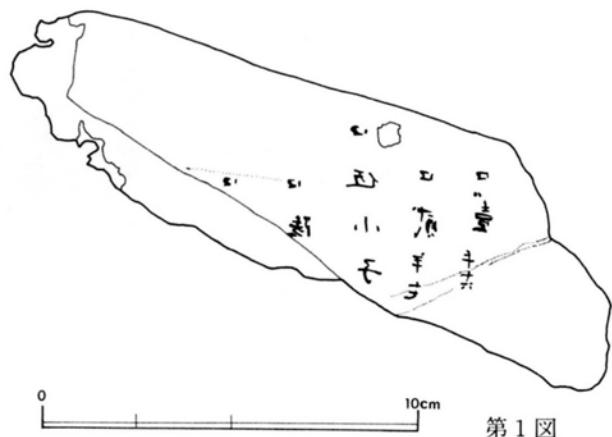
## 一、釈文

口 伍 小 子  
口 陸 X  
口 貳 年十七  
口 壱 年十六

## 二、形状

本漆紙は内側に多量の漆液を包み込むように二つ折り状態で廃棄されたと思われる。“ふた紙”の周辺部は折りかえり、厚く漆が付着している。形状として特異なのは、通常、折りたたんだふた紙を展開すれば円形を呈するのであるが、この場合半円に近い状態となっている。推定径は約十八cm前後となる。詳細に観察すると、刃物で切断されており、切断面に漆液が付着していないことが考へて、ふた紙として漆液に密着させ、やや生乾きの状態で半円に近い形に切断したものと推測される。

漆液を厚く付着させたまま、内側に包み込むような廃棄の仕方は



第1図

政庁北辺築地外側で発見された第二・三号文書と類似している。現状で内側には多量の土砂も含まれており（永嶋正春氏のX線透過写真による観察）、重量は三〇・六gである。

文字は現状では左文字で確認できる。調査当初、四行目の「貳」以下と五行目の「口」以下は文字が不鮮明であった。ところが「口伍小子」の「子」の部分を反対面から正字で墨痕鮮やかに確認できしたことから、この漆紙文書は一紙であり、左文字部分は墨痕が滲み出た状態で見えており、紙の保存は良好であることが判明した。すなわち、このことから左文字で不鮮明な部分は表面を削ることにより文字を鮮明に確認できるはずである。削り取り作業を行った結果「口貳 年十七」「口壹 年十六」の二行を解読することができた。

## 三、内容

確認出来る文字はわずか五行十七文字、書体は楷書で、一文字の大きさは約七／八mmである。行間寸法は次のとおりである。

口 伍 小 子  
口 陸 X  
口 貳 年十七  
口 壱 年十六

各行間は一・八cmをはかり、一・六cmの部分は一段下げた内訳部

分（のちに触れる『延喜式』の大帳式では割書部分に相当する）と

（略）

判断できるであろう。下端は各行の途中で斜めに切断されているので不明であるが、各行の上部は全く文字がなく、余白となっている。

数字は「陸」「伍」「貳」「壹」と大字を用いている。

以上の点から考えて、本文書の性格は公文のうちでも口数の統計

的文書と推測できるであろう。

本文書に最も近似したものは、『延喜主計式』にみえる大帳式と正倉院文書中の阿波国計帳と称される文書である。

まず、延喜式の大帳式の関係部分を抜粋すると次のとおりである。

（前略）

都合今年計帳新舊定見戸若干欠<sub>ヨミ</sub>乘去年若干

戸若干不課

戸若干舊

戸若干新

（略）

戸若干資人

戸若干耆老

戸若干小子年十七若干

戸若干十六若干

戸若干寡婦

戸若干課

口若干入不課

去年計帳定口若干

口若干不課

口若干死亡

（略）

口若干入課

口若干見在

口若干男

口若干八位已上

口若干伴部

口若干帳内

口若干耆老

口若干小子年十七若干

口若干篤疾

口若干癪<sub>疾</sub>

口若干放賤從良

口若干女

（略）

口若干課

口若干見在

(略)

去年帳後已來新附口若干

口若干不課

口若干男

口若干八位已上

口若干耆老

口若干小子年十七若干

口若干篤疾

口若干廢疾

(下略)

「小子年十七若干」は本文書の

「口伍小子

口貳年十七

」の部分に相当するであろう。

大帳式は各郡ごとと国全体の総計部分から構成されている。

本文書の小子の口数の少なさからいえば、各郡ごとの集計のうちの「去年帳後已來新附」の部分に該当しようか。

この小子の年齢について、『続日本紀』天平宝字元年（七五五）四月辛巳（四日）条によれば、中男が從来の十七歳から十八歳に新たに引き上げられたのに伴い、小子は大宝・養老両令において四歳と十六歳と規定されていたが、ここで四歳～十七歳に改定された。

本文書において、とくに十七・十六歳の小子のみ年齢別口数が記載されているのは、彼らが進丁（進中男）直前で、その口数の動向は国家にとって重要な関心事であったからである。なお、「伍」の内訳が「貳」と「壹」で合計数が合わないが、「壹」の右肩の黒点がその誤記であることを示す校合を行つた痕跡と思われる。

このような点から考えて、本文書はわずか数行の断簡であるが『延喜主計式』にみえる大帳式に該当するとみてよいであろう。

この大帳式を参照すれば、「口伍小子」の前二行は一段下げて記載していることから、この内訳は耆老の部分ではないかと推測される。耆老は大宝・養老両令によれば、老（六一～六五歳）、耆（六六歳以上）と規定されている「天平宝字二年には老（六〇～六四歳）、耆（六五歳以上）に改定」。したがつて本文書の内訳は老と耆のそれぞれの口数を記しているのではないか。

参考までに、小子および耆老の内訳について、平安末期の史料であるが、九條家冊子本中右記の裏文書として知られる保安元年（一二〇年）の摂津国大計帳案の該当部分をあげておこう。

口貳仟柒拾貳	小子
口佰捌拾貳	年拾柒
□□佰□拾伍	年拾陸
口佰陸拾柒	年拾肆
口佰玖拾參	年拾參
口佰拾捌	年拾貳
口佰玖拾柒	年拾壹
口佰柒拾伍	年拾
口佰柒拾玖	年玖
口佰捌拾肆	年捌
口佰捌拾壹	年柒
口柒拾伍	黃男
（『平安遺文』第十卷六三頁）	
都合肆萬貳仟伍佰肆拾柒次丁壹	
口參萬柒仟玖佰伍拾柒	不課
口肆仟肆佰拾參	男
口參佰拾壹	八位已上

### 延喜主計式に見える「大帳目録」の書式



○阿波國計帳正倉院文書

ただし、摂津国大計帳案は延喜式の大帳式と異なる記載が多いことから判断して参考にとどめておくこととし、ここでは延喜式の大帳式に基本的に拠っておきたい。

つぎに、正倉院文書中に京進された阿波國計帳（大帳）とよばれる統計文書の一部が遺されている。この文書は『延喜主計式』の大帳式の実例といえるもので、靈龜元年（七一五）～天平十二年（七四〇）の間に作成されたとされている。

文字の大きさおよび行間（約一・七cm）、数字の大字使用など、今回の文書ときわめて類似している。そこで、阿波國大帳を用いて、本文書の遺存状況を推定径約十八cmと仮定して復原すると、下記のようになろう。

#### 四、計帳制度の概要

計帳制度について鎌田元一氏の代表的な見解がまずあげられよう（「計帳制度試論」『史林』第五五卷第五号一九七二年九月）。

鎌田説の大要は、次のとおりである。

①「大帳」と「計帳」は「目録」と「歴名」とから構成される總体としての同一実態を指す別称であること。各種計帳様文書の現存する神龜・天平年間以降の計帳制度が基本的にその二種の文書を一組として京進させるものである。

②計帳制度は養老元年の「大計帳式」の頒下によって開始されたも

（大日本古文書  
一ノ五四九～五五〇頁）

のであり、それ以前の計帳制度が単に「目録」のみを作成・京進させるものであつたに対し、この時点で始めて「歴名」が作成された。

しかし、この鎌田説に対して反論も多く提出され、なかでも杉本

一樹氏の見解は鎌田説の矛盾を鋭く指摘したものと評価できるであろう（「『計帳歴名』の京進について」『奈良古代史論集』第一集一九八五年五月）。

鎌田説の立論の中心をなす養老元年制の評価は、鎌田説以前の通説のごとく大計帳式を目録の書式整備とみることは極めて自然で、

あえて歴名の京進を想定する必要は全くない。また正倉院文書の計帳様文書や大宝戸令造計帳条における歴名京進規定の不存在などの検討から、次のように結論づけている。

八世紀中葉の計帳は本来の機能からして毎年送進されるところに意義を認めるべきであろう。畿内からは目録と歴名が進官され、畿外からは目録のみが京進されたとしている。

いざれにしても、計帳は一国毎の戸数、口数に関する統計的文書（「目録」）と戸口歴名文書（「歴名」）との両者から成り立つものである。

## 五、むすび

本文書断簡について、その特色を整理すると、次のようになろう。

①楷書体で、数字は大字である。

②わずか五行十七文字確認できるだけであるが、一文字の大きさが七～八mm程度の小さな文字、口数を列記した書式は統計的文書と判断してよい。

③小子の内訳「年十七」「年十六」の記載は、延喜主計式にみえる大帳式に類似する。

④小子の計「伍」に対して、その内訳が「貳年十七」と「壹年十六」では合わないが、「壹」の右肩に校合と思われる黒点が存在する。この事実から、本文書が国府作成の大帳の案文と判断できるであろう。

⑤小子が天平宝字元年四月、従前の十六歳から十七歳に延長されたことから、本文書の年代は天平宝字元年四月以降のものとみることができる。

以上の点を総合して考へるならば、きわめて小断片で本文書の性格を断定することは困難ではあるが、一応、現段階では「（出羽国）大帳案」様文書と推定することが可能であろう。